

高岡市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

高岡市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨、現状
2. 目標
3. 計画の期間
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容
5. 今後のフォローアップについて

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、令和7年6月に新設された、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第8条第1項「教育委員会は、指針に即して、当該教育委員会が服務を監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画を定めるものとする」を受けて策定するものである。

本市では、令和2年3月に「高岡市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則」を制定し、取組を進めてきたが、国の動向を踏まえ、より一層教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと子供たちへの教育に邁進できるようにすることが求められている。このため、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、全ての子供たちのさらなる成長につなげていくため、これまでの取組の内容も踏まえ本計画を策定する。

なお、本計画は、給特法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とするものとする。それ以外の職員（事務職員等）については、36協定における時間外労働の限度時間が適用されることに留意した上で、業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るものとする。

(2) 本市の現状

令和2年3月制定の「高岡市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則」において、教育職員の時間外在校等時間の上限を、原則として「年360時間、月45時間」と上限と定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に向けて、次のような取組を実施してきた。

○高岡市教育委員会の主な取組

- ▶ 校務支援システムの市内全校への導入
- ▶ 教員の勤務時間の記録
- ▶ 夏季休業中の学校閉庁日の設定
- ▶ 学校行事の精選
- ▶ 校時表の見直しによる下校時刻の繰り上げ
- ▶ 休日における中学校部活動の地域移行の推進
- ▶ 中学校部活動の適切な活動時間や休養日等の設定
- ▶ 学校支援人材の配置促進
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、ICT支援員、スクール・サポート・スタッフ、スタディ・メイト、マイタウンティーチャー等

これまでの取組の結果、令和 6 年度の 1 箇月あたり時間外在校等時間の年間平均は、小学校において令和 3 年度比 -7.7 時間の 40.5 時間、中学校においては令和 3 年度比 -10.9 時間の 41.4 時間となっている。(下表)

| 学校種別 | 対象年度 | 平均時数 (時間/月) | 増減 |
|---------------|---------|-------------|---------|
| 小学校 | 令和 3 年度 | 48.2 時間 | -2.6 時間 |
| | 令和 4 年度 | 45.6 時間 | |
| | 令和 5 年度 | 41.3 時間 | -4.3 時間 |
| | 令和 6 年度 | 40.5 時間 | -0.8 時間 |
| 中・義務教育・特別支援学校 | 令和 3 年度 | 52.3 時間 | -3.2 時間 |
| | 令和 4 年度 | 49.1 時間 | -5.0 時間 |
| | 令和 5 年度 | 44.1 時間 | |
| | 令和 6 年度 | 41.4 時間 | -2.7 時間 |

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする。
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10%以下にする。

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度

ただし、国の教育に関する施策や社会状況等が大きく変化した場合には、必要に応じて弾力的に計画を見直す。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- ・ 学校徴収金の徴収・管理に対し、市独自の会計年度事務補助員を継続して配置し、その業務を担う。
- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が登下校する時間の見直しを推進する。
- ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察、街頭補導員が行っている見回りに委ね、学校における自主的な見回りは原則行わない。
- ・ 保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案に対して、学校が専門家を活用できる環境を充実させることにより、当該苦情等の対応において学校を支援する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ・教育委員会から学校に依頼する調査や通知等について内容を精選し、調査方法の簡素化や合理化を図る。
- ・民間のプール施設利用等の実証事業を進め、効果を検証しながら学校プールの管理業務の負担軽減を図る。
- ・体育館等の地域開放施設管理について予約・利用報告システム、スマートロックシステムを活用することにより、管理業務の負担を軽減する。
- ・令和10年度中に、原則、休日のすべての中学校部活動の地域展開を推進する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図るとともに、部活動指導員の配置拡充を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ・スクール・サポート・スタッフの全校配置を継続する。
- ・校務支援システムにより成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員（スタディ・メイト）、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。
- ・令和8年度より「高岡市教育総合支援センター」を設立し、不登校支援、特別支援、外国人児童生徒支援の各分野で児童生徒支援を行うとともに、学校に対して必要な助言・支援を行うことで学校支援体制を充実させる。

(2)学校における措置の推進

以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・管理職は、教職員との日常的なコミュニケーションや自己申告に基づく目標管理の面談等の機会を通して働き方改革に対する理解を促すとともに、効率的かつ効果的な業務の進め方についてともに考えるなど、教職員の働き方に対する意識の醸成を図る。また、日常的に業務改善に係る取組を出し合ったり、研修や会議等の設定時間を厳守したりするなど、教職員に対して、勤務時間を意識した働き方を浸透させる。
- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数について

は、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って編制されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・学校は、学校運営に関する基本的な方針に「業務量管理・健康確保措置」の実施に関する内容を示し、保護者、地域住民等の理解と協力を求める。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ストレスチェックの実施率 100%を継続し、高ストレスが認められた職員へは、求めに応じて産業医の面接を行うなど必要な取組を行う。
- ・年次有給休暇について、年間を通した計画的な取得及びまとまった日数の連続取得ができるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・長期休業期間中に学校閉庁日を設定する。

5. 今後のフォローアップについて

(1)市内各学校の教職員の時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムから把握する。教職員のライフワークバランスに関する目標の達成状況については、県教委が行う「年次有給休暇取得状況調査」及び本市で実施しているストレスチェックの結果から把握する。

(2) 取組の着実な実行を図るため、毎年度、時間外在校等時間の状況を本市のホームページで公表するとともに、設定した目標の達成状況を定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。